



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(25)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程..... 1

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第20号

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員住宅管理規程(昭和30年8月県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、酒田市及び東田川郡三川町」を「及び酒田市」に改め、同項第4号中「長井市及び西村山郡朝日町」を「寒河江市、西村山郡西川町及び同郡朝日町」に、「公舎」を「公舎(村山地区水道事務所が管理する公舎を除く。)」に改め、同項第5号中「公舎」を「公舎(職員で村山地区水道事務所に勤務するものが入居する公舎に限る。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 発電所建設事務所 長井市に所在する公舎

第2条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第2条第2項第8号の公舎のうち県有公舎については、発電所建設事務所に勤務する職員

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成19年4月1日印刷
平成19年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056